第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」を「、「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第三条において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　平成三十年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（次条において「法」という。）第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた営外手当のうち新法の規定により支給されることとなる営外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政　令

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百三十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

別表第四の一種の項中「一一七、〇〇〇円」を「一一七、一〇〇円」に、「五四、四〇〇円」を「五四、五〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、七〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

省　令

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十七号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

防衛大臣　岩屋　毅

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　平成三十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$＋切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　切替日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、人事院規則九―一四五（平成三十年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

○防衛省令第十号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

防衛大臣　岩屋　毅